

政策研究大学院大学における研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 29 年 6 月 20 日
学 長 決 定

政策研究大学院大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、本学における研究費の運営・管理を適正に行うための基本方針を以下のとおり定める。

- 1 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- 3 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
- 4 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営、管理を行う。
- 5 研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のある監査体制等を整備する。